



港湾構造物の管理基準等の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成4年3月30日

発 管 第 241 号
平成4年3月30日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

殿

土 木 部 長

港湾構造物の管理基準等の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので平成4年4月1日以降起工決裁する工事に適用してください。

記

- 1 異形ブロックの出来形管理基準について
別表1による
- 2 コンクリートの品質管理基準の取扱いについて
別表2による。
- 3 異形ブロックの写真管理について
別表3による。
- 4 舗装コンクリートについて
エプロン舗装に使用するコンクリートのスランプは2.5cmを標準としているが、現場の施工条件によっては、スランプの変更について施工者の協議に応ずることとする。ただし、設計単価の変更は行わないものとする。

別表1

出来形管理基準

工 種	測 定 項 目	規 格 値	施工管理基準	管 理 方 法	処 置
異形ブロック 製作	型 枠	――	型枠搬入個数の20%を 組立て時に測定する。	様式（1）－1の工事出 来形管理表を作成する。	スチールテープ等により 測定する。
	基 本 寸 法 （高 さ 長 さ 幅）	――	製作個数50個に1個の 割で測定する。	様式（1）－1の工事出 来管理表を作成する。	

別表 2

コンクリートの品質管理基準の取扱い

品質管理基準適用表

コンクリート品質管理基準の適用構造物	積算基準書（運用）に示す港湾構造物		
	種 別	設 計 基 準 強度 kgf/cm^2	構 造 物 種 別
無 筋 構 造 物	無 筋 コンクリート	160	中詰めコンクリート 根固めブロック 防波堤上部工、ケーソン蓋控壁、擁壁
		180	異形消波ブロック（公称 35t未満） 異形被覆ブロック 本体ブロック 係船岸上部工、胸壁 船揚場張ブロック
		210	異形消波ブロック（公称 35t未満）
小型構造物（I）	無 筋 コンクリート	160	暗渠、擁壁
		180	係船岸基礎、開渠

別表 3

写真管理

工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
異形ブロック 製作	数 量	製作完了後	（1）製作個数が 50 個以下の場合 連続した複数個のブロックを入れ撮影し、ベタ焼とする。 ただし、最初と最後の番号の入ったブロックについては、個別に撮影しサービスサイズまたは名刺版とする。 （2）製作個数が 50 個を超える場合 連続した複数個のブロックを入れ撮影し、ベタ焼とする。 ただし、型枠搬入個数を 1 施工単位とし、最初と最後の番号の入ったブロックについては、個別に撮影しサービスサイズまたは名刺版とする。